

告 示

埼玉県告示第二百九号

測量計画機関である独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所から次のとおり
公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八
号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業地域

行田市内、鴻巣市内

四 作業期間

令和四年十二月二十二日から令和五年三月十一日まで